

認知症にやさしい事業所

になりませんか？

当市では、認知症条例の制定に伴い、地域全体で認知症の方を支えるための取り組みを推進しています。その一環として、認知症サポーターが所属する事業所を対象に、“認知症にやさしい事業所”のステッカーを交付します！

認知症にやさしい事業所とは？

- ✓ 認知症サポーターが1名以上所属
- ✓ ホームページ掲載に同意

認知症サポーターとは、認知症について正しい知識を学び、本人や家族を温かく見守る応援者です。特別な資格や責任はなく、地域でできる範囲のサポートを行います。



事業所がこの取り組みに参加すると…

- ・ステッカーを掲示することで、認知症の方やそのご家族が安心して利用できます。
- ・地域貢献に取り組む姿勢を発信し、信頼やイメージ向上につながります。
- ・従業員の理解が深まり、誰にとってもやさしい店舗づくりが進みます。

対象となる事業所例

コンビニエンスストア 薬局 理容・美容室 公共交通機関
スーパー 金融機関 不動産業 郵便局 など

※その他の業種もご相談ください。

参加方法

1. 認知症サポーター養成講座を受講 ※裏面申込書を記入し、提出してください

【講師】 キャラバン・メイト五所川原

- ・ 講話「認知症の理解について」
- ・ 寸劇「認知症の方への対応方法について」

所要時間
90分

2. 事業所単位で申請

3. ステッカーを交付し、ホームページに掲載

あなたの事業所の参加をお待ちしています！



【申込・お問い合わせ先】 五所川原市 地域包括支援課

電話：35-2111(内線2463) FAX：34-1018 メール：houkatsu@city.goshogawara.lg.jp

認知症サポーター養成講座 申込書

申込日： 年 月 日

事業所名	
住所	
連絡先	電話： FAX：
実施希望日	希望日時： 年 月 日 時～ 開催会場：
参加予定人数	人
ステッカーの交付	希望する ・ 希望しない
ホームページへの 掲載	ステッカーの交付先として市ホームページへ掲載することに 同意する ・ 同意しない

【申込・お問い合わせ先】 五所川原市 地域包括支援課

電話：35-2111(内線2463) FAX：34-1018 メール：houkatsu@city.goshogawara.lg.jp